

国からの回答

Q81.「特別な努力」による収入を賠償額から差し引かない、というのは、2012年3月より前に遡及はしないのか。震災直後に職を求めた人の方が努力したのではないか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

これから就労を再開する方がどんどん多くなっていくので、特別な努力を差し引かない期間は、遡及よりも将来の期間を長くした方が、皆様にとってもメリットがあると判断してこのような制度設計をしている。

Q82.就労不能損害の特別な努力を差し引かない措置は、就労意欲を低下させるということで決めたとするが、実際に去年大変な思いをして、家族から離れ仕事をしている人が大勢いる。一生懸命に働いている人たちに対して、遡って被災した当時から対象としてほしい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

新たに就業したときに、その分の収入を賠償額から差し引いていたことが就労意欲を無くす逆効果となっているのではないかとことから、これを差し引かないこととした。これはこれから転職される方に限ったことではなく、今年の2月以前に新しいお勤め先に就業した方についても、今年の3月以降の収入や給与の額を控除しないということにさせていただいている。

Q83.精神的損害の賠償については5年過ぎても戻れない場合は継続するようだが、営業損害・就労不能損害の賠償の終期はいつか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

精神的損害以外の営業損害・就労不能損害の終期については、今後の状況を見て決めるとなっており、現時点では決まっていない。

ただし、今回の基準では営業損害の場合、農林業だと5年、それ以外だと3年、就労不能損害の場合は2年分、まとめてお支払する。これを一つの区切りとさせていただき、将来にわたる損害額を一括でお支払するのでこれを使って営業再開や就労再開の糧としていただきたい。一括で支払った期間が終わった後でも営業再開できない、就労再開できない等のやむを得ない事情による場合は個別に判断させていただきたい。

国からの回答

Q84. 営業損害の賠償が5年分一括となっているが、これを1年でもらうと5年分のかなりの税金が取られる。それはどうなっているのか。税務署や東電にも聞いたが、1年分の収入と見なされて税金を取られると聞いている。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

確かに就労不能損害、営業損害については収入と見なされるため課税される。就労不能損害、営業損害が一括されたときに、税率が上がってしまうのではないかと、一年で一度に多く払わなければならないか、というご質問と思うが、そこは分割したようなお支払ができるような、または税率が上がって追加的なご負担がないようなやり方について国税庁と調整している。まだ完全に確定して皆様にご案内できる段階ではないと聞いているが、また決まったらご案内させていただきます。

国税庁との調整が終了し、下記のリーフレットが国税庁HPに掲載されております。なお、就労不能損害のうち、給与等の減収分に対して支払を受ける賠償金について、包括請求方式により一括で支払を受ける複数年分の就労不能損害に対する賠償金については、一定の事実が生じた場合には精算することが予定されているため、その対象期間中の時の経過に応じ、対象期間中の各年分の収入として一時所得の収入金額に算入されることとされております。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/shotoku/12.pdf>

Q85. 農業者の営業損害について5年分一括払いという話があったが、5年分というのはいつからいつまでの5年分なのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

2012年1月から2016年12月までの5年分となる。この賠償請求を受け付ける準備がまだ整っていないが、準備が整い次第、JAとの関係も詰めた上で、請求の受付を開始したい。

東京電力の平成24年11月26日付けプレスリリース「(お知らせ)農業者さまに対する包括請求方式による請求書類の発送について」により、農業者の包括請求についてご案内を開始しております。

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1223222_1834.html

Q86. 「営業損害・就労不能損害について、公共用地取得と比較して長期の賠償期間とします」とあるが、公共用地の取得の場合の期間はどれくらいなのか。また、長期の賠償期間というのはどれくらいを考えているのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

公共用地の収用の場合、例えば農業の場合だと3年を基準とし、農業以外の業種であれば2年、就労不能損害だと半年から1年相当の休業補償を基準としている。それに比べて、今回の原子力事故に関しては、おおよそ2倍程度の期間を損害賠償の対象期間としている。

国からの回答

Q87. 主人がアパート経営をしている。家賃収入分の賠償金の支払いが遅くて大変な思いをした。家賃から減価償却費を引きます、という案内が突然きた。減価償却費と家賃の収入とは別のものと考えている。今まで同様に家賃収入をいただきたい。

(東京電力)

減価償却と家賃収入とは別物と考えている。家賃収入分の支払いは遅くなり大変申し訳なく思う。詳細については個別対応させていただきたい。

Q88. 若い人たちは前向きに生活しようとがんばっている。ここに避難してきてまず、自分の生活を立て直そうと就職して頑張っている。就職している方は何の就労補償もない。収入があるからだとは思いますが、全然補助金もない。働いていない方はそれなりにいただいていると思う。その格差はどういったものなのか。また、前向きに子供のために、環境を整えようと若い人たちはがんばって、家を購入した。その家のローンもある。一方で借り上げ住宅にいる方は、補償していただける。自分でローンを払っている人にはそういうのはない。ここに溶け込んで税金を払って、子供も避難の子供だと言われぬように、生活レベルも一緒にしたいと思ってがんばっている。そういうがんばっている人たちのことも考えて、誠意ある対応、電力さん始め、国の方、幅広く考えていただきたい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

今日、お示しさせていただいたのは、働いていた人が避難によって働けなくなったけれども、新しい就職先を見つけて働きましたといったときには、過去に働いていた部分、辞めなければならなくなった部分のお給料の部分の損害賠償はしっかりと二年分、一括でお支払させていただくというのを盛り込んでいる。さらに通常の損害賠償だと、新しく就職先を見つけたときの収入は、過去に辞めざるを得なかったところから出ていた給与収入の賠償額から引かれることになるが、今回の原子力事故ではそれは引かない。過去に辞めなければならなくなったところから得ていたであろう給与収入分はそのまま賠償させていただくとともに、新しく就職先で得た収入は、得た収入で、これはそのまま手元においていただくといった形で行おうと考えている。

また、家賃についても同様。将来に発生する家賃の費用、これを帰宅・避難にかかる費用の賠償ということで、こちらを一括でお支払するという内容を今後盛り込んで、これから準備中である、準備が整い次第受け付けを開始する賠償請求の中で、行わせていただこうと考えている。そこにおいては、自分で家賃を支払って新しい生活、避難先を確保されている人に対しても、そういった人に応じた家賃の賠償というものをお支払いすることを考えている。まだはっきりとしていないので、これも合わせて今後、請求の開始までにはお示しさせていただきたい。いずれにしてもご指摘のとおり、未来に向かってがんばっていく方々の気持ちを削がないような賠償というのは基本的に本当に大事だと思う。そういった方向にも、今日のご指摘も踏まえ、他のまだ賠償基準で決まっていないところについてもしっかりと運用を図り、制度を作るべきところには作っていきたいと考えている。

東京電力の平成24年9月25日付けプレスリリース「個人さまに対する5回目のご請求書類の発送について」により、包括請求方式の「その他実費等」のうち「家賃にかかる費用相当額」として、避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額について、平成24年6月1日から平成26年3月31日を一括してお支払いさせていただくことをご案内しております。

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221025_1834.html

国からの回答

Q89.住民票がないと賠償されないと聞いたが、事故時に、会社の転勤で、学生、または結婚して少し離れて暮らそうという事で、家を離れた人たちもいると思う。帰宅困難区域が長くなればなるほど帰れないという事で、借家住まいで家賃が発生してくると思うが、借家に対しての賠償、または逆に、仕事の関係で一週間、一か月前に警戒区域の中に住所を移した人、事故後転勤でまた住所を戻したよっていう人たちも多々いると思うが、そういう人たちの賠償はしていくのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

自宅が双葉町の中にあつて事故にあつた時は外にいて自宅に戻れないといった方々が自己資金で、借りた家賃の賠償も避難、帰宅費用等に係る費用の中で賠償しようと考えている。こちらの避難帰宅等に係る費用についてまだ調整中でまだお示し出来ないが、その中で家賃の賠償というのはどれだけ出すかというものを示させていただきたい。今の賠償基準で考えているのは、自宅といつても、実際に住んでいた居住実態があつてその人が避難しているのに対しその避難費用の一部という事で家賃の部分もお支払するという形にならざるを得ない。ただ個々の事情はいろいろ踏まえなければならない所もあるので、それに添った対応というものは、個別に考えていきたい。

東京電力の平成24年9月25日付けプレスリリース「個人さまに対する5回目のご請求書類の発送について」により、包括請求方式の「その他実費等」のうち「家賃にかかる費用相当額」として、避難等に伴い発生した家賃にかかる費用相当額について、平成24年6月1日から平成26年3月31日を一括してお支払いさせていただくことをご案内しております。
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221025_1834.html

(東京電力)

事故当時だけ住民票があつた場合については、そういった方が自宅に戻られた場合に、避難の終了という形で見なさせていただくので、避難に伴う賠償はそこで打ち止めという扱いになる。

避難終了の考え方については、賠償の対象となる「避難等対象者」の指針上の考え方において、「避難指示等により避難等を余儀なくされた者」とされており、以下の場合については、「避難等を余儀なくされた」という点に該当しないと考えられるため、そのような事象が生じた時点以降は、賠償(避難)終了のお取扱いとさせていただきます。

・亡くなられた場合

・避難等対象区域での滞在は、本件事故前から決まっていた一時的なものであり、事故後、避難等対象区域を離れ対象区域外に戻られた場合(例:単身赴任のため、一時的に避難等対象区域内に居住していたが、事故後、勤め先の業務指示により勤務先が変更となり、避難等対象区域外に転居された場合)

国からの回答

Q90. 就業の補償だが、原発事故で避難して会社が無くなって会社にいけないという方に対して2年間補償されるというが、原発で一生懸命働いてそういう人たちは給料もらってるから補償しません、それはおかしいのではないか。同じように補償すべきだと思う。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

原発で働いている方の就労不能損害について。給与収入が無くなったものに対する損害賠償なので、損害は給与収入が続いていれば発生はしていないという考え方になっている。ただ、ご指摘のとおり、賠償ではなく、今、原発で働いている方々というのは、損害ではなく、功労・功績の方のところでは応分の危険の中で働いていらっしゃる方々なので、功労的な部分の報酬として見合った報酬というものを出されるべきではないかと考えている。損害賠償という形では非常に難しく、功労金というところで見られるべきものではないかと考える。

Q91. この基準の中の「事業再開費用等」に「帰還して営業を再開する場合」とあるが、その場合、必要な追加的費用は「帰還」して、と書いてある。帰還がいつになるか分からない者に対する賠償というのはどうなっているのか。あと6年は帰れなければ、6年以上経たないとこの費用は出してもらえないということになる。では、我々、6年間、費用はどうするのか。

(東京電力)

帰還して事業や営業を再開するときの追加的費用が発生する場合は、営業損害とは別に賠償する。避難指示が解除された後に帰還されて、また双葉町で事業や営業を再開される場合の追加的費用が対象である。

避難先で事業を再開する場合は、例えば一時立入りで双葉町にある機械を持ち出す費用は実費で出される。それ以外は、個別事情をお伺いした中で、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただき個別対応となる。